

【自然災害等への対策について 定期考査期間】

(1) 大阪府内のいずれかの地域に「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」、地震に係わる「警戒宣言」の発令があった場合は、次の通りとする。

A) 午前7時までに解除された場合は、予定通り考査を行う。

B) 午前7時から午前9時までの間に解除された場合は、午前11時始業とし、次の時程で考査を実施する。(2・3限の間で昼食休憩)

始業(SHR)	11:00~11:10
1時限	11:10~12:00
2時限	12:15~13:05
昼食休憩	13:05~13:50
3時限	13:55~14:45

C) 午前9時現在、発令中の場合は、臨時休業とする。

(2) 大阪市内のいずれかの地域において震度5弱以上の地震(気象庁発表)が発生した場合、「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発令された場合は、臨時休業とする。

(3) 交通機関運休等の対策

A) 午前7時現在、JR環状線及び大阪メトロ(長堀鶴見緑地線)の全線が運休の場合、自宅待機とする。

B) 午前7時から午前9時までにJR環状線・大阪メトロ(長堀鶴見緑地線)のいずれかが運転再開した場合、午前11時始業とし、※(1)のB)と同様の時程で考査を実施する。(2・3限の間で昼食休憩)

C) 午前9時の時点で、JR環状線及び大阪メトロ(長堀鶴見緑地線)の全線が運休の場合、臨時休業とする。

※ 始業後に(1)(2)(3)に該当する災害・警報等の発令があった場合は、安全確保のための措置・情報収集等を行った後に下校とする。

※ 河川氾濫警戒レベル3・警戒レベル4が、大阪市外または大阪市内の居住区に発令され、登校が困難であれば、安全確保のため自宅待機とし、その後学校(TEL:06-6552-2221)へ連絡する。その場合は出席停止扱いとする。

※ 交通経路が運休により登校できないと認められた分の欠席については出席停止扱いとする。

※ 臨時休業となった場合の、授業日の代替については後日連絡する。